

佐倉市職員向け持ち家手当 参考資料

『平成23年度 第11号 通算第 508号 平成24年1月26日 尼崎市役所総務局人事管理室給与担当』抜粋

= 尼崎市職員労働組合との交渉状況 =

論 矣

平成 23 年度 第 11 号
通 算 第 5 0 8 号
平成 24 年 1 月 26 日

尼崎市役所総務局
人事管理室給与担当

—住居手当の見直し等について—

労働組合発言	執行部発言
<p>たかが 6,000 円の差で市内への転入の効果を期待することが間違いである。この 6,000 円の支給は市内居住促進ではなく、市外への転出防止の為の策であり、職員が市内に居住することによって生じる種々の負担への配慮ではないか。</p>	<p>事実として、6,000 円の手当支給が市内居住促進に繋がらなかったものであり、これを継続することは困難である。</p> <p>一方で、職員の市内居住促進は引続き実施する必要があると考え、新たな促進策を提案した。</p>

『佐倉里山自然公園整備基本構想』抜粋と説明

第6章 佐倉里山自然公園の整備に向けて

1. 整備方針

(1) 都市計画決定

一般的に、都市公園の設置については、都市計画法第19条に基づく都市計画決定の上、整備を行うことが通例となっています。しかしながら、佐倉里山自然公園予定区域は、約73.8haと広大な敷地であること、また、私有地が計画地の半分近くを占めていることから、当面の間、都市計画決定は行わず、地権者と協調しながら公園整備を進めていくことが最善と考えます。これは、行政主導ではなく、市民協働の観点から、地権者や地元住民及び市民の意見を十分に受け入れ、一緒に創り上げていくことが肝要と考え

文章A

(2) 用地取得

用地取得対象地（私有地）について、地権者の意向を確認します。売却の意向が確認できた私有地については、順次、用地測量と不動産鑑定を行い、有償による計画的な用地取得を進めます。

(3) 開設公告

用地取得が完了した区域については、都市公園法第2条の2に基づく、都市公園の開設公告を行い、供用を開始します。

第4章 ゾーニング

2. 重点整備区域

文章B

活用ゾーンの一部エリアについては、「重点整備区域」に設定し、有償による計画的な用地取得を進めます。また、公園へのアクセス性の向上のため、下志津地区と畔田地区の各拠点において、駐車場やトイレ等を整備します。



文章Aの修正案（赤字は修正部）

用地取得対象地（重点整備区域に所在する私有地）について、地権者の意向を確認します。売却の意向が確認できた用地取得対象地については、順次、用地測量と不動産鑑定を行い、有償による計画的な用地取得を進めます。

日本語適応指導事業 参考資料

第4次総合計画 実施計画書 抜粋（赤枠は編者）

総合計画の位置付け	第3章-基本施策6-施策1(確かな学力を定着させます)		
会計 / 区分	【会計】一般会計 9款-1項-3目 / 臨時経費		
事業名	617	日本語適応指導事業	
担当所属	指導課	事業期間	平成23年度～平成31年度

【実施計画の概要】

事業の内容	帰国子女や外国人児童生徒の指導方法充実のため、学校に月4回程度、外国語の話せる日本語適応指導員を派遣します。
事業の目的	日本語指導が必要な児童生徒等の増加等を踏まえ、これらの児童生徒に対し適応指導・日本語指導を行うとともに、関係機関と連携し、受入体制を整備するなど、学校全体できめ細かな対応を図ることが重要です。本事業では、日本語指導が必要な児童生徒の学校生活への適応を図るとともに、外国における生活経験を生かしながら適切な指導を行うとともに、日本語の習得や教科指導、不適応の問題などに対応することを目的とします。
事業の効果	<ul style="list-style-type: none"> ・学習指導・生活指導の円滑化が図られるとともに、教育相談の効果が向上します。 ・日本語を理解できない保護者の学校理解にも役立ちます。

【事業の概要】

年度	事業費(千円)	事業内容
平成31年度	3,600	帰国子女や外国人児童生徒の指導方法充実のため、学校に外国語の話せる日本語適応指導員を派遣します。
令和02年度	3,600	帰国子女や外国人児童生徒の指導方法充実のため、学校に外国語の話せる日本語適応指導員を派遣します。
令和03年度	3,600	帰国子女や外国人児童生徒の指導方法充実のため、学校に外国語の話せる日本語適応指導員を派遣します。
合計	10,800	

【活動指標・成果指標】

指標名	平成31年度	令和02年度	令和03年度
依頼に応じて派遣した指導員数	18人	18人	(見直し中)
本事業により日本語を習得することができた児童生徒の割合	100%	100%	
日本語適応の実施回数	720回	720回	
成果報告の割合	100%	100%	

消防団員の車両保険 参考資料

消防地第124号令和2年3月31日

『消防団員が災害活動等で使用した自家用自動車等に生じた損害を補償する共済の開始について（通知）』内『別紙1 5 分担金額』表 抜粋

自動車損害共済総合契約 分担金額一覧表（共済期間1年・1ヶ月・3ヶ月）

単位：円

車種	乗用自動車（対物・対人 無制限）						軽自動車（対物・対人 無制限）					
	車両共済 責任額	車両共済	対物共済 （無制限）	対人共済 （無制限）	分担金計 （年）	分担金計 （月）	分担金計 （3か月）	車両共済	対物共済 （無制限）	対人共済 （無制限）	分担金計 （年）	分担金計 （月）
100万	15,150	5,180	4,440	24,770	2,064	6,192	9,600	4,620	2,620	16,840	1,403	4,210
200万	18,050	5,180	4,440	27,670	2,305	6,917	11,100	4,620	2,620	18,340	1,528	4,585
300万	20,950	5,180	4,440	30,570	2,547	7,642	12,600	4,620	2,620	19,840	1,653	4,960
400万	23,850	5,180	4,440	33,470	2,789	8,367	14,100	4,620	2,620	21,340	1,778	5,335
500万	26,750	5,180	4,440	36,370	3,030	9,092	15,600	4,620	2,620	22,840	1,903	5,710

全52部で平均200万円のマイカーが共済に入ると仮定した場合の佐倉市の分担金予算

$$\text{分担金} 2,7670\text{円} \times 52\text{部} \times 1/2 \text{（半分は国）} = 71\text{万}9,420\text{円}$$